

兵庫県公報

平成26年9月9日 火曜日 第2627号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 災害対策本部の設置（災害対策課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 平成26年度地籍調査事業計画の変更（同）	2
○ 平成26年度地籍調査事業の実施の変更（同）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 歳入の徴収事務の委託（港湾課）	6
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	6
○ 道路の位置指定（建築指導課）	6
○ 新住宅市街地開発事業の事業計画の変更認可（同）	6
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	7
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	8

告 示

兵庫県告示795号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により、災害対策本部を次のとおり設置した。
平成26年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称
平成26年8月阪神丹波豪雨兵庫県災害対策本部
- 2 設置場所
兵庫県庁舎内
- 3 設置期間
平成26年8月17日午前10時15分から当分の間



兵庫県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

金会土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岩崎道廣	三木市吉川町金会250番地
同	藤田和夫	同 市吉川町金会494番地の2
同	井藤義治	同 市吉川町金会565番地

同	品 脇 道 尋	同	市吉川町金会414番地
同	品 脇 徹	同	市吉川町金会500番地の1
同	藤 田 忠 司	同	市吉川町毘沙門275番地の2
監 事	稲 富 功 史	同	市吉川町金会423番地
同	山 田 晴 耕	同	市吉川町金会431番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 藤 義 治	三木市吉川町金会565番地
同	品 脇 徹	同 市吉川町金会500番地の1
同	品 脇 道 尋	同 市吉川町金会414番地
同	谷 畑 公 昭	同 市吉川町金会404番地の1
同	岩 崎 稔 郎	同 市吉川町金会192番地
同	片 山 忠 明	同 市吉川町金会382番地
監 事	岩 崎 道 廣	同 市吉川町金会250番地
同	藤 田 和 夫	同 市吉川町金会494番地の2



兵庫県告示第797号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成26年8月27日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	上福田開拓地区	平成26年9月9日から 同 月29日まで	加 東 市 役 所



兵庫県告示第798号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度の地籍調査事業計画を次のとおり平成26年7月15日に変更した。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
兵庫県	養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、森、奥米地、畑、長野、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、大屋町筏、万久里、大谷、中瀬、尾崎、三宅及び吉井	平成26年4月から 平成27年3月まで

同 上	朝来市のうち生野町黒川、生野町栃原、生野町新町、生野町円山、和田山町市場、和田山町久世田、和田山町法道寺、和田山町竹ノ内、和田山町宮田、和田山町高田、和田山町和田、山東町大月、山東町栗鹿、山東町喜多垣、山東町柗木、山東町楽音寺、山東町末歳、多々良木、石田、羽瀨、佐囊、山口及び岩津	同 上
同 上	加古郡稲美町のうち野寺	同 上
同 上	佐用郡佐用町のうち口長谷、奥長谷、本郷、才金、淀、下秋里、西徳久、三ツ尾、西下野及び末廣	同 上
神戸市	神戸市のうち須磨区堀池町、菅の台、西落合、中落合、南落合及び東落合	同 上
姫路市	姫路市のうち安富町栃原及び安富町皆河	同 上
尼崎市	尼崎市のうち武庫元町	同 上
明石市	明石市のうち藤が丘2丁目	同 上
西宮市	西宮市のうち大屋町、田代町、高松町及び高畑町	同 上
洲本市	洲本市のうち千草、五色町広石下及び五色町鳥飼浦	同 上
芦屋市	芦屋市のうち浜芦屋町	同 上
伊丹市	伊丹市のうち荻野2丁目及び荻野3丁目	同 上
相生市	相生市のうち若狭野町下土井、若狭野及び矢野町小河	同 上
豊岡市	豊岡市のうち岩井、高屋、宮井、栃江、新堂、岩熊、戸牧、上陰、福田、森津、滝、伊賀谷、竹野町森本、竹野町川南谷、日高町祢布、日高町久斗及び日高町河江	同 上
たつの市	たつの市のうち龍野町島田、龍野町日飼及び御津町苜屋	同 上
赤穂市	赤穂市のうち北野中、砂子、浜市、有年牟礼、有年横尾、有年原及び有年檜原	同 上
西脇市	西脇市のうち大野、羽安町、谷町、板波町、野村町、平野町及び黒田庄町黒田	同 上
宝塚市	宝塚市のうち御殿山2丁目	同 上
高砂市	高砂市のうち高砂町	同 上
川西市	川西市のうち大和西1丁目及び大和西2丁目	同 上
三田市	三田市のうち屋敷町、三田町、南が丘、西山町、対中町、三輪2丁目及び相生町	同 上
加西市	加西市のうち上道山町、繁昌町、国正町、若井町、西横田町及び北条町北条	同 上
篠山市	篠山市のうち西古佐	同 上
丹波市	丹波市のうち柏原町田路、柏原町母坪、柏原町柏原、山南町西谷、山南町五ヶ野、山南町坂尻、山南町小畑、山南町山本、山南町阿草、山南町奥野々、山南町玉巻、柏原町石戸、柏原町南多田、山南町上滝及び山南町下滝	同 上
南あわじ市	南あわじ市のうち倭文庄田、松帆志知川、阿那賀、榎列大榎列、市小井、福良、阿万塩屋町及び阿万吹上町	同 上
淡路市	淡路市のうち郡家及び中田	同 上

宍粟市	宍粟市のうち波賀町原、波賀町小野、波賀町安賀及び波賀町齋木	同 上
加東市	加東市のうち檜鹿谷及び森	同 上
川辺郡猪名川町	川辺郡猪名川町のうち木津上、木間生、朽原、木津、東山、林田、猪名川グリーンランド及び清水	同 上
多可郡多可町	多可郡多可町のうち中区鍛冶屋、間子、加美区丹冶、大袋、山野部及び八千代区大和	同 上
加古郡播磨町	加古郡播磨町のうち新島及び東新島	同 上
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち作畑、新田、南小田、上小田、長谷、川上、栗及び淵	同 上
同 郡福崎町	同 郡福崎町のうち田口	同 上
揖保郡太子町	揖保郡太子町のうち吉福	同 上
赤穂郡上郡町	赤穂郡上郡町のうち山野里及び井上	同 上
美方郡香美町	美方郡香美町のうち村岡区寺河内、小代区秋岡、小代区新屋、村岡区山田及び村岡区境	同 上
同 郡新温泉町	同 郡新温泉町のうち諸寄、千原、鐘尾及び竹田	同 上
丹波ひかみ森林組合	丹波市のうち氷上町清住、氷上町三原、氷上町中野、氷上町三方、氷上町中、氷上町伊佐口及び氷上町上新庄	同 上
丹波市森林組合	丹波市のうち柏原町上小倉及び柏原町下小倉	同 上



兵庫県告示第799号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、平成26年度の地籍調査事業を次のとおり変更した。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事業計画を変更した年月日

平成26年7月15日

2 調査を行う者の名称

兵庫県

3 調査地域

養父市のうち八鹿町石原、八鹿町日畑、八鹿町岩崎、八鹿町大江、八鹿町宿南、八鹿町青山、三谷、森、奥米地、畑、長野、大屋町蔵垣、大屋町笠谷、大屋町筏、万久里、大谷、中瀬、尾崎、三宅及び吉井
 朝来市のうち生野町黒川、生野町柝原、生野町新町、生野町円山、和田山町市場、和田山町久世田、和田山町法道寺、和田山町竹ノ内、和田山町宮田、和田山町高田、和田山町和田、山東町大月、山東町粟鹿、山東町喜多垣、山東町柗木、山東町楽音寺、山東町末歳、多々良木、石田、羽淵、佐囊、山口及び岩津
 加古郡稲美町のうち野寺
 佐用郡佐用町のうち口長谷、奥長谷、本郷、才金、淀、下秋里、西徳久、三ツ尾、西下野及び末廣

4 調査期間

平成26年4月から平成27年3月まで



兵庫県告示第800号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町家内字荒神谷344の1から344の7まで、344の12・344の18（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒神谷344の1・344の6・344の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、344の12、344の18
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第801号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、小野市黒川西土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量、画地出来形確認測量図原図作成）
- 2 作業期間
平成26年6月20日から同年8月20日まで
- 3 作業地域
小野市黒川町地域



兵庫県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年9月9日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成26年9月9日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 洲本松帆線	洲本市桑間字井出ノ鼻831番3から 同市上内膳字下原251番まで	旧	11.0から 17.0まで 9.0から 9.0まで	165.0 169.0	
		新	13.0から 17.0まで	165.0	



兵庫県告示第803号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務を家島観光事業組合に委託した。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 委託した歳入の名称
兵庫県港湾施設管理条例第9条に規定する来訪船舶係留施設の使用料
- 2 委託した事務の範囲
家島港真浦地区に係る来訪船舶係留施設の使用料の徴収事務
- 3 委託した相手方の住所及び氏名
姫路市家島町真浦590—7
家島観光事業組合
組合長 岡 部 賀 胤
- 4 委託年月日
平成26年9月1日
- 5 徴収の方法
家島観光事業組合は、使用料の徴収については、納入通知書により行うものとし、当該使用料を領収したときは、領収書を交付するものとする。
なお、徴収の方法については、家島港真浦地区来訪船舶係留施設の歳入に係る事務委託契約書による。



兵庫県告示第804号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時
平成26年9月19日（金）午前10時から午前11時まで
- 2 場所
加古川市加古川町寺家町天神木97—1 兵庫県加古川総合庁舎 8階会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 有限会社一興開発
代表者氏名 岡 田 修 一
事務所所在地 加古川市平岡町西谷17—13
免許番号 兵庫県知事(3)第401221号
免許年月日 平成26年7月22日



兵庫県告示第805号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H25但豊位置 0005号	26.8.20	豊岡市日高町岩中字荒田649番1の一部	6.00	34.50



兵庫県告示第806号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業
西神第2地区新住宅市街地開発事業
- 3 事業施行期間
昭和55年12月26日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
神戸市同区伊川谷町別府字建山及び字辻ヶ内
同 市同区櫛谷町菅野字城ヶ谷及び字東山
同 市同区櫛谷町谷口字南谷口、字南谷、字南谷奥、字真谷奥、字中山及び字岡ノ谷
同 市同区櫛谷町福谷字助広、字縁谷、字口縁谷、字五ヶ谷及び字三ツ松
同 市同区櫛谷町寺谷字櫛谷
同 市同区櫛谷町友清字奥鎌ヶ谷、字鎌ヶ谷及び字宮下
同 市同区櫛谷町池谷字光松、字山ノ谷、字城ヶ谷、字大谷及び字小谷
同 市同区井吹台東町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目
同 市同区井吹台西町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目
同 市同区井吹台北町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
漁業	A7054	平成27年3月31日	加古川市	東播磨県民局	平成26年7月10日

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付県民局	紛失年月日
200 リットル 券	漁業	H21 6150042 ～ H21 6150044	平成26年 9月30日	3	姫路市白浜町甲912—8 兵庫県漁連 姫路白浜油槽所	東播磨 県民局	平成26年 7月10日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年9月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市塩屋字溝尻312番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市南条3丁目110番地の1
株式会社ユニー・ハウス 代表取締役 西 川 寿 明
- 3 許可年月日及び許可番号
平成26年4月24日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－3号（26赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年9月9日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

- 1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

医療法人社団 十善会 野瀬病院	同 市長田区久保町3丁目9－7
-----------------	-----------------

」

を

「

医療法人社団 十善会 野瀬病院	同 市長田区二葉町5丁目1－36
-----------------	------------------

」

に改める。